

三朝町告示第95号

令和4年第7回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月29日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 1 期 日 令和4年9月5日 午前10時
 - 2 場 所 三朝町議会議場
-

○開会日に応招した議員

森 貴美子	小 椋 泰 志
河 村 明 浩	吉 村 美穂子
松 原 成 利	松 原 茂 隆
能 見 貞 明	石 田 恭 二
山 口 博	藤 井 克 孝
遠 藤 勝太郎	吉 田 道 明

○応招しなかった議員

な し

第7回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

令和4年9月5日（月曜日）

議事日程

令和4年9月5日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第8号 法人の経営状況について
- 報告第9号 財政の健全化判断比率等について
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第12号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情
- 日程第6 議案第50号 令和4年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第51号 令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第52号 令和4年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第53号 令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 令和3年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 令和3年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 令和3年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 令和3年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第61号 令和3年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第62号 令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第63号 令和3年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第64号 令和3年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 令和3年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第22 議案第66号 三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第67号 三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第68号 三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第8号 法人の経営状況について
- 報告第9号 財政の健全化判断比率等について
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第12号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情
- 日程第6 議案第50号 令和4年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第51号 令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第52号 令和4年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第53号 令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 令和3年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 令和3年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 令和3年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 令和3年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第61号 令和3年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 議案第62号 令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第63号 令和3年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第64号 令和3年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 令和3年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第22 議案第66号 三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第67号 三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第68号 三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

出席議員（12名）

1番 森 貴美子	2番 小 椋 泰 志
3番 河 村 明 浩	4番 吉 村 美穂子
5番 松 原 成 利	6番 松 原 茂 隆
7番 能 見 貞 明	8番 石 田 恭 二
9番 山 口 博	10番 藤 井 克 孝
11番 遠 藤 勝太郎	12番 吉 田 道 明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 新 寛 主事 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長 松 浦 弘 幸 副町長 赤 坂 英 樹

教育長 西 田 寛 司 総務課長 大 村 真優美

地域振興監 青 木 大 雄 会計管理者 朝 倉 紀 夫

財政課長 吉 田 栄 治 町民課長 山 口 良 輔

建設水道課長 藤 井 和 正 健康福祉課長 矢 吹 和 美

企画課長	村上隆史	観光交流課長	藤井紀好
農林課長	安田寛	総務課参事	角田正紀
教育総務課長	山中恵子	社会教育課長	山本達哉
図書館長	毛利純	代表監査委員	岸田昌樹

午前10時05分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の議会を開きます。

本日、届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、山口博議員、10番、藤井克孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から15日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から15日までの11日間と決定いたしました。

11日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程予定表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、11日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第8号、法人の経営状況について、報告第9号、財政の健全化判断比率等について、町長から報告を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） おはようございます。報告案件について申し上げます。

報告第8号、法人の経営状況について申し上げます。この報告は、町出資の法人であります有限会社グリーンサービスについて、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度における決算の状況並びに令和4年度の事業計画及び予算について、本議会に報告するものでございます。

報告第9号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく、令和3年度の決算による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく、令和3年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田 道明君） 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から、令和4年7月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第4 行政報告

○議長（吉田 道明君） 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症は爆発的に感染が拡大し、町内の施設でもクラスターが発生しました。クラスターが発生した施設では、県のクラスター対策チームの立入調査を受け、指摘事項を改善した感染予防対策を講じて再開しています。また、60歳以上の高齢者等を対象とした4回目となるワクチン接種は順調に進んでおり、この秋には2回目までのワクチン接種を完了した方全員を対象とした新たな接種が始まる予定です。今後も町民皆さんに早期に接種いただき、安心して生活できるよう努めてまいりたいと思います。

8月4日には、ラジウムの恩恵とキュリー夫人の遺徳に感謝する第65回キュリー祭式典を町総合文化ホールで開催しました。式典には、在日フランス大使館のカリン・グラン原子力担当官

をはじめ、町内外から約130名の来賓の皆様にご出席いただき、キュリー祭や、本町とフランスとの30年を超える友好の歴史をたたえる御祝辞を賜りました。また、キュリー祭イベントにつきましても、一部は中止となったものの、7月31日には花火の打ち上げが行われ、温泉街には多くの観光客や町民の皆さんでにぎわいました。今後もキュリー祭の歴史とその意義を大切に、末永く続けていかなければならないと考えております。

12代目となる新しい国際交流員クリソン・メリサさんが8月24日に着任されました。メリサさんには、フランス語教室やフランスの文化紹介等による町民の国際感覚の醸成や子供たちの国際交流活動の推進に活躍していただけるものと期待しています。

最後に、7月から高齢者見守りサービス実証事業をスタートさせました。この事業では、御協力いただく高齢者世帯の御自宅に専用センサーを設置して、離れて暮らす家族がスマートフォンアプリで確認しながら見守りを行います。実際に利用する中で得られた改善点などを踏まえて、来年度以降の本格実施を目指してまいります。町内でも高齢者のみの世帯が増加傾向にありますが、御本人も離れて暮らす御家族も共に安心して暮らせるよう、今後も安心・安全や利便性の向上に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（吉田 道明君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第12号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情、この陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第50号 から 日程24 議案第68号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第24までの19件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第24まで、すなわち議案第50号から議案第68号までの19件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和4年度の補正予算案、令和3年度の決算の認定等19件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第50号、令和4年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について、概要を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関係費でございます。今期補正予算では、徐々に緩和、再開の動きが見え始めたインバウンド誘客対策に係る経費を支援するほか、議会・行政のデジタル化の一層の推進に必要な措置を講じようとするものです。

その他の事業につきましては、親元で新規就農を目指す者の研修に対し支援を行うほか、豪雨災害等の復旧・復興に向けて必要な措置を講じようとするものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国・県補助金や基金等の調整を行うこととし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ7,047万円を追加し、補正後の予算の総額を69億7,459万4,000円とするものでございます。

議案第51号、令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対策関連経費を計上するほか、令和3年度決算に伴う所要の調整を行うものでございます。

議案第52号、令和4年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度に交付を受けました国庫支出金等の額が確定し、返還金が生じたので、必要な調整等を行うものでございます。

議案第53号、令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、早期に改良が必要な施設が生じたため、所要の経費を計上するものでございます。

議案第54号、令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、施設整備に必要な経費を実績見込みにより増額するほか、令和3年度決算に伴う所要の調整を行うものでございます。

議案第55号から議案第65号までの11件の議案につきましては、令和3年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき、町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。

なお、これらの決算の認定につきましては、令和3年度に取り組みました各種事務・事業等の実施状況とその成果を別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、併せて御覧いただき、御理解を賜りたいと存じます。

議案第66号、三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、三朝町議会議員及び三朝町長の選挙における町費負担の上限額について、所要の改正を行うものでございます。

議案第67号、三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、国の要件緩和に準じて、所要の改正を行うものでございます。

議案第68号、三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正につきましては、指導員の定員を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、それぞれ可決、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） しばらくお待ちください。

次に、ただいま議題となっております令和3年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各会計の決算及び令和3年度財政健全化について、監査委員から決算審査の意見を求めることといたします。

岸田代表監査委員。

○代表監査委員（岸田 昌樹君） 監査報告を申し上げます。

令和3年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の審査につきましては、別途審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書とそれに附帯する関係調書などの計数は、関係書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

概要について申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。令和3年度の決算は、前年度と比較して、歳入ではおよそ4億3,000万円、歳出ではおよそ4億9,000万円と、いずれも大幅な減額となっております。

歳入及び歳出の特徴的なことを申し上げます。全体では、前年度に情報通信基盤設備改修事業、FTTH方式化の主となる基幹工事が完了したこと、特別定額給付金関連事業が終了したことが大きく、それに伴っての財源の国庫支出金が大きく減少しています。

一方では、新型コロナウイルス感染症対策事業、令和3年7月豪雨に係る災害復旧費が増額となっていることが特徴と言えます。また、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、事業の中止、規模の縮小を余儀なくされたものが多くありました。

歳入におきましては、基幹的収入であります町税と地方交付税において、町税では前年度より若干減少し、地方交付税は2,600万円余り増加しております。地方譲与税及び各種交付金にお

いては、新たに自動車取得税交付金が創設されています。国庫支出金では、前年度より6億8,000万円余り減少し、県支出金では前年度より2,000万円余り増加となっております。町債は前年度より2億円余り減少となっております。

次に、歳出におきましては、総務費が前年度より12億6,000万円余り大きく減少し、一方で、教育費では1億8,000万円余り、災害復旧費では2億3,000万円余り増額となっております。諸支出金の基金費で減債基金に積立金として1億6,000万円余り増額積立しております。

次に、財政の構造について申し上げます。町債の状況として、発行額が償還額をやや上回り、年度末減債高は前年度より7,000万円余りの増額となっております。

次に、経常的収支の状況でございます。経常的収入額の一般財源は前年度より増加し、経常的支出額の一般財源の増加額を上回るために、経常的収支比率は6.2ポイント改善し、79.0%となっております。

次に、特別会計について申し上げます。国民健康保険事業は、療養給付費が前年に引き続き減少していることが特徴と言えます。後期高齢者医療事業では、被保険者数の減少傾向が続き、介護保険事業の介護認定率は2割を超える高い水準が続いています。温泉配湯事業を除く簡易水道事業、下水道事業及び集落排水処理事業にあつては、一般会計からの繰入金により収支が保たれており、一般会計からの支援は欠かせないものと思います。

次に、公営企業会計について申し上げます。水道事業会計では、収益は前年度より若干増加したものの、費用においても前年度より増加しており、収支においては当年度純利益を計上したものの、黒字額は300万円程度の僅か額となっております。国民宿舎事業会計におきましては、一般会計からの支援や納付金の調整がありましたが、当年度純損失を計上する決算となっております。指定管理期間の5年が終了し、指定期間が延長されているが、早急に指定管理者と協議を行い、明確な方向性を決定することが急がれます。

次に、財産調書について申し上げます。土地、建物の状況、有価証券及び出資金による権利並びに各基金の状況について、財産台帳、株券、出資証券、預金通帳など関係書類と照合・確認し、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

最後に、令和3年度決算における財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、審査結果を申し上げます。健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認めます。各指標の算定結果につきましては、法に定める基準を下回っており、この法律に定める財政の健全化

は保たれていると言えます。

以上で令和3年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての審査結果の報告といたします。

なお、詳細につきましては、別冊の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。終わります。

○議長（吉田 道明君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第50号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第50号、令和4年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書27ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,047万円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億7,459万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により御説明させていただきます。

歳出から御説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連費でございます。37ページ、一番上、事務局特別経費及び、中ほどにございます行政事務デジタル化推進事業でございます。議会・行政のデジタル化の一層の推進を図るため、ペーパーレス化やウェブ会議等を活用し、コロナ禍においても継続して情報共有を行うことができる環境等を整備しようとするものでございます。

また、39ページ、一番下、外国人観光客誘致対策事業としまして、中部1市4町と鳥取中部観光推進機構が連携して、インバウンド誘客対策を行うこととしており、県の支援制度と協調した支援対策を講じることとしております。そのほか、保育所等におきまして、感染予防対策を継続・強化するための経費を計上しております。

そのほかの事業につきましては、戻っていただき、37ページ、中ほど、国際感覚のあるみささっ子育て事業としまして、児童生徒の国際感覚を養い、次代を担う人材育成を図ることを目的に、フランス、ラマルー・レ・バン町及び台湾、台中市石岡区とのオンライン等による交流や食文化体験等に必要な経費を計上するものです。また、38ページ、中ほど、2024年度に開催されるねんりんピックとっとり大会におきまして、本町はペタンク競技の会場として準備・運営等を行うことから、大会及び準備を円滑に進めるため、本年度の開催地を視察するために必要な経費を計上しております。

次に、39ページ、中ほど、新規就農者総合支援事業につきましては、地域農業の担い手を育成するため、認定農業者等の後継者が親の経営に従事しながら農業研修を行う場合、親元で行う

就農研修に対して県交付金を活用し、支援を行うものでございます。また、39ページから41ページにかけて計上している事業の一部につきましては、豪雨や大雪が原因と見られる災害復旧・復興を行うために必要な費用や復旧を支援するための費用を計上するほか、冬季の除雪に備えて除雪車両の整備費用を計上しようとするものでございます。

続いて、歳入について主なものを御説明申し上げます。議案書34ページからになります。

歳入については、地方特例交付金及び普通交付税等の今年度の交付が決定しましたので、それぞれ所要の調整を行っております。

また、35ページ、一番上、国庫支出金としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として545万2,000円を追加して計上しております。そのほか、国庫、県支出金等につきましては、各事業の財源となる補助金等について所要の調整を行っているものでございます。

以上が令和4年度三朝町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第51号から議案第52号について、矢吹健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢吹 和美君） 議案第51号、令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。議案書は43ページからでございます。

47ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ927万3,000円を追加して、総額をそれぞれ7億6,127万3,000円とするものでございます。

50ページを御覧ください。歳出でございます。総務費では、国保システムの改修費として16万5,000円を増額しております。次の令和3年度の繰越金が確定をいたしましたので、財政調整基金積立金に879万3,000円を増額をしております。次の保険給付費ですが、新型コロナに係る傷病手当金として対象期間が延長になりましたので、31万5,000円を増額しております。システム改修費及び傷病手当金についての財源は全額国費で賄います。以上です。

続いて、議案第52号、令和4年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。議案書は51ページからでございます。

55ページを御覧ください。今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,969万2,000円を追加し、予算の総額を12億8,024万2,000円とするものでございます。

59ページを御覧ください。歳出でございます。包括的支援事業・任意事業費では、町社会福祉協議会に委託をしております配食サービスの利用者が4月以降も増えておりまして、それに伴う委託料362万9,000円を増額しております。また、令和3年度の介護保険事業の実績報告

に基づき、国、県、支払い基金へ返還をするものです。その財源としましては、令和3年度の繰越金が確定をしましたので、繰越金を8,064万5,000円増額し、財政調整基金積立金を増額して調整をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第53号から議案第54号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第53号、令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書は61ページからでございます。

初めに、67ページ、事項別明細書を願いたいします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ977万7,000円を増額し、総額を7,077万7,000円とするものでございます。

68ページを願いたいします。歳出の簡易水道改良事業費につきましては、西小鹿簡易水道施設の配水管に漏水が発生していることが判明いたしました。漏水箇所調査が困難な区間の延長約130メートルについて、配水管を布設替えしたいものでございます。財源につきましては、簡易水道事業債及び簡易水道施設改良基金繰入金を予定しているところでございます。以上でございます。

続きまして、議案第54号、令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

76ページを願いたいします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ1,340万6,000円を追加し、総額を3億3,160万6,000円とするものでございます。

77ページを願いたいします。歳出の公共樹設置費につきましては、三朝製作所工場拡張に伴う公共汚水樹設置工事を実施中ですが、今後の新築等に伴う公共汚水樹設置に必要な予算が不足することが想定されますので、工事請負費を増額したいものでございます。歳入につきましては、流域下水道事業負担金、ストックマネジメント事業の財源として過疎債を予定しておりましたが、過疎債の配分が受けられなかったことに伴い、財源更正を行うほか、令和3年度純繰越金が確定しましたので、所要の調整を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第55号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第55号、令和3年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料を基に御説明申し上げます。

決算説明資料1ページに、各会計の歳入歳出決算額、実質収支等、決算の概況について掲載しております。

一般会計の実質収支等の状況については、2ページでございます。左側の表でございますが、歳入歳出差引き額から令和4年度への繰越事業の財源として繰り越すべき財源を除いた実質収支は約5,260万円となっております。

次に、右上の表でございますが、この表は決算に伴う主な指標を掲げております。経常的な一般財源については、普通交付税等が増となったことから、前年に対して3億1,846万4,000円、9.5%の増となっております。一方、経常的な一般財源を充当した支出は6,386万8,000円、2.4%の微増となっております。これらにより算出されますのが、財政の弾力性を示す指標として使用されます経常収支比率でございます。今期決算における経常収支比率は、分母となる経常的収入が増額したのに対して、分子となる経常的支出が微増にとどまったことから、7.9%と前年度と比べて下がっております。これは前年度数値にはなりますが、県内町村平均や全国平均を下回っており、良好な水準であると言えます。

右下の表は、財政の健全化の判断基準となる指標でございます。実質赤字比率は、普通会計に属する一般会計に生じた赤字額が町の標準的な財政規模に対してどれくらいになるかという比率でございます。マイナスの表示は黒字であることを表しております。また、連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、同じくマイナスの表示は黒字であることを表しております。

次に、実質公債費比率ですが、これは町の借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、7.9%となっております。小学校整備等、大規模な事業が本格的に実施され、町債の残高は、今後、増加していくことが予想されますが、過疎債等、有利な地方債を中心に発行して、公債費負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。将来負担比率については、町が抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、マイナスの表示は抱えている負債より返済充当可能な基金が上回っていることを表しております。また、資金不足比率については、下水道等公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、今年度においても資金不足は発生しない状況となっております。

次に、3ページに歳入の款ごとの決算額と、特定財源、一般財源の区分等について掲載しております。このうち、自主財源に区分される歳入の合計は約12億8,211万円で、自主財源比率は21.1%となっております。自主財源比率は上昇しておりますが、これは自主財源が増となったのに対し、国庫補助金の減少等により依存財源が減となったことによるものです。

続いて、4ページには、目的別の歳出について、款ごとの決算額と財源内訳等、5ページには、性質別の決算額と財源内訳等について掲載しております。この中で、人件費、扶助費及び公債費

を義務的経費と言っておりますが、今期決算における義務的経費の額は約23億189万円で、歳出合計に占める割合は39.3%となっております。

続きまして、6ページ、積立金現在高の状況を御覧いただきたいと思います。上半分に掲載しておりますのが一般会計に属する積立金の現在高でございます。将来の公債費の負担に備えた減債基金の積立てを増やしたことや、同じく将来の施設の老朽化に伴う維持管理費の増額に備えた公共施設営繕基金の積立てを増やしたこと等により、積立金の合計額は約31億7,012万円となっており、前年度に対して約1億3,945万円の増となっております。

次に、7ページ、一般会計の地方債現在高の状況でございます。令和3年度末の地方債現在高は約52億9,802万円で、前年度に対して7,356万円の増となっております。また、8ページには、特別会計及び企業会計の地方債現在高を掲載しております。

以上、令和3年度の一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げました。それぞれの決算の詳細については、9ページ以降に所管課ごとの主な事業の取組状況を整理しておりますので、御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第56号から議案第58号について、矢吹健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢吹 和美君） 議案第56号、令和3年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。決算説明資料は271ページから記載をしております。

まず、決算の収支の概要につきまして、決算書1、2ページを御覧ください。歳入合計7億1,680万1,264円。

続いて、3、4ページを御覧ください。歳出合計7億800万7,401円。歳入歳出差引き残額は879万3,863円でございます。財政調整基金は、令和3年度に434万円積立てをし、年度末残高が1億2,407万6,194円となっております。

歳入について御説明申し上げます。決算書は5ページからでございます。国民健康保険税収入済額は1億1,718万3,931円、徴収率は現年度分で95.75%でした。令和3年度の新型コロナウイルス感染症に関連しての国民健康保険税の減免につきましては、1件、28万1,900円を減免しております。

歳出について御説明を申し上げます。決算書は11、12ページからでございます。中段下の保険給付費です。これは被保険者の医療への受診に係るもの、葬祭費、出産費等に係るものですが、支出済額は5億2,082万1,593円で、前年度に比べて約680万円減額をしております。令和3年度は、医療費全体の額は前年度より下がっておりますが、被保険者数が減少しておりま

すので、1人当たりの費用は増額となっております。

決算書13、14ページ、中段、傷病手当金ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金として、1件、3万960円を支出をしました。

決算書15、16ページ、中段、保健事業費では、メタボリックシンドロームなどの予防対策事業であります特定健診の費用、人間ドック・脳ドックの取組、腎臓予防等の健康講演会の事業を実施しております。特定健診の受診率は34.1%でした。

決算の詳細については、決算説明資料を御確認いただければと思います。以上です。

続いて、議案第57号、令和3年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。決算説明資料は278ページです。

この会計は、75歳以上の被保険者等の保険料を収納し、一般会計からの繰入金に合わせて、後期高齢者医療広域連合に納付をする会計でございます。

まず、決算の収支の概要につきまして、決算書1、2ページを御覧ください。歳入合計8,859万9,412円。

続いて、3、4ページを御覧ください。歳出合計8,813万1,838円。歳入歳出差引き残額46万7,574円でございます。

歳入について御説明を申し上げます。決算書は5ページからでございます。後期高齢者医療保険料の収入済額は5,748万2,700円、徴収率は現年で99.95%でした。繰入金は、低所得者保険料軽減相当額などについての一般会計からの繰入金でございます。

歳出は、決算書9ページからでございます。後期高齢者医療広域連合納付金は8,645万6,998円となっております。以上です。

続いて、議案第58号、令和3年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。決算説明資料は279ページからでございます。

まず、決算の収支の概要につきまして、決算書1、2ページを御覧ください。歳入合計11億5,568万3,010円。

続いて、3、4ページを御覧ください。歳出合計10億3,330万3,768円。歳入歳出差引き残額は1億2,237万9,242円でございます。財政調整基金は、積立てを12万8,000円行い、残高は9,542万円となっております。

歳入について御説明を申し上げます。決算書は5ページからでございます。第1号被保険者の介護保険料収入済額は1億8,742万3,700円、徴収率は現年度分で99.49%でした。新型コロナウイルス感染症に関連しての介護保険料の減免については、1件、8万4,600円を減免

をしております。このほか、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金など、それぞれの負担割合によって収入をしております。

次に、歳出については、決算書13ページからでございます。13、14ページ、下段の保険給付費です。要介護1から5の方を対象とした介護サービス費、要支援1、2の方を対象とした予防サービス費、高額介護サービス費や低所得の施設入所の方を対象とした食費、居住費の減免に係る費用などを支出をしております。

決算の詳細については、決算説明資料を御確認いただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） しばらく休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時53分休憩

午前11時02分再開

○議長（吉田 道明君） それでは、再開いたします。

次に、議案第59号から議案第62号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第59号、令和3年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書で説明させていただきます。決算説明資料は285ページからでございますので、併せて御覧ください。

決算書2ページをお願いいたします。歳入合計は6,998万5,289円でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。歳出合計は6,996万8,289円を支出しており、51万7,000円を翌年度に繰り越ししております。歳入歳出差引き残高は1万7,000円で、全額翌年度に繰り越すべき財源としており、実質収支額はゼロ円となっております。

5ページからは歳入の明細でございます。主なものといたしまして、給水使用料及び一般会計繰入金並びに町債でございます。簡易水道改良事業に伴う簡易水道事業債の借入れにより収入が増額となっております。

9ページからは歳出の明細でございます。1行目、簡易水道管理費のうち、一般管理費及び維持修繕費につきましては、町内の簡易水道施設の維持管理を行ったものでございます。また、水道管移転工事費として、坂本地内で実施しております鳥取県の砂防事業に伴う配水管の移転工事及び公営企業会計移行事業につきましては、令和5年4月に水道事業会計との会計統合の準備のため、資産調査等を行っております。以上でございます。

続きまして、議案第60号、令和3年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて御説明いたします。

2ページをお願いいたします。歳入合計は1,957万7,443円でございます。

続いて、4ページをお願いします。歳出合計は1,513万7,277円を支出しており、歳入歳出差引残高は440万166円でございます。

5ページから歳入の明細でございます。主なものといたしまして、温泉配湯使用料及び繰越金でございます。令和2年度決算と比較し、純繰越金が減となったことにより、収入合計が減っております。

7ページからは歳出の明細でございます。三朝町が管理する温泉配湯施設の維持管理を行い、安定した温泉配湯に努めております。

以上が温泉配湯事業の決算でございます。

続きまして、議案第61号、令和3年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

2ページをお願いします。歳入合計は3億2,069万3,024円でございます。

4ページをお願いします。歳出合計は3億628万7,950円支出しており、8,511万7,000円を翌年度に繰り越すこととしております。歳入歳出差引残高は1,440万5,074円でございます。このうち、100万円は翌年度に繰り越すべき財源であり、純繰越金は1,340万5,074円となっております。

5ページから歳入の明細でございます。主なものといたしまして、下水道使用料及び国の補助事業に伴います補助金、一般会計からの繰入金、そして、町債でございます。下水道使用料、現年分につきまして、収入未済額が増額となっておりますが、コロナ禍の影響による未納がありました。現在は分納誓約を交わし、収納していただいているところでございます。また、雑入では、令和2年度の確定申告に伴い、消費税の還付が発生したため、増額となっております。

9ページから歳出の明細でございます。10ページ、1行目、一般管理経費では、消費税の中間支払い額が減となっております。

1ページめくっていただき、公共下水道整備事業費のストックマネジメント事業につきましては、平成30年度に策定しました下水道施設の長寿命化計画に基づき、管路の改築などを行ったものでございます。以上でございます。

最後になりますが、議案第62号、令和3年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。歳入合計は1億1,670万1,093円でございます。

4ページをお願いします。歳出合計も歳入と同額の1億1,670万1,093円を支出しているところでございます。

5ページからが歳入の明細でございます。主なものといたしまして、各処理施設使用料及び一般会計からの繰入金でございます。

9ページからが歳出の明細でございます。主な内訳といたしましては、10ページの上から4行目、公営企業会計移行事業（繰越）では、令和6年4月に下水道事業特別会計との会計統合の準備として、各排水処理施設の資産調査及び評価業務を行っております。5行下、集落排水施設復旧費（7月豪雨）では、東小鹿の処理場のり面崩落復旧及び吉尾処理場の陥没修繕を行っているところでございます。また、各排水処理施設の維持管理を適正に行い、水質保全をはじめ水環境の循環型社会の形成に努めているところでございます。

以上が各事業会計歳入歳出決算の御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第63号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第63号、令和3年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算説明資料でございます。

1ページを御覧いただきたいと思っております。1ページの中央部分に財産区会計として、財産区勘定ごとの決算状況を掲載しております。各財産区とも各管理会を中心に基本的な管理経費を執行しているほか、基本財産の処分により、土地使用収益権者交付金として関係集落に交付されております。

また、各財産区の積立金状況につきましては、決算説明資料の6ページの下の方にそれぞれ掲載しておりますので、御確認いただけたらと思っております。

以上、簡単ではございますが、財産区特別会計決算の概況について御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第64号について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第64号、令和3年度三朝町水道事業会計決算の認定について、決算報告書で説明させていただきます。

決算報告書の12ページをお願いいたします。水道事業の総括でございます。損益勘定の収入では、旅館等の営業再開もあり、給水量が1万6,024立方メートル増となり、給水収益として受入れ消費税を抜いた決算額として677万2,000円の増、9,060万8,000円となっております。そのほか、退職給付引当金が減となったこともあり、事業収益全体では237万3,000円増の1億717万4,000円となっております。事業費用、支出では、漏水による修繕料の

増、第6水源改築工事に係る減価償却費の増など、全体で237万3,000円増の1億594万5,000円となり、損益勘定の純利益は122万9,000円でございます。令和3年度の新たな取組として、コンビニ収納システムの運用を開始、利用者の利便性を向上させました。資本勘定では、町道改良工事等に併せて、老朽化した配水管布設替え工事を行ったほか、送水ポンプの更新を行い、安定した水の供給に努めております。

以上、歳入歳出決算について御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第65号について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第65号、令和3年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について御説明申し上げます。決算説明資料303ページから305ページを御覧いただきたいと思っております。

平成29年度から指定管理者による運営に移行したことから、この会計では、企業債等の償還、指定管理料、減価償却費などの管理的経費を計上しております。指定管理料につきましては、通常の施設の維持補修費分3,000万円を支出しております。

以上、簡単ではございますが、国民宿舎事業会計決算の概況について御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第66号から議案第67号について、大村総務課長。

○総務課長（大村真優美君） 議案書101ページを御覧ください。議案第66号、三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の借入れ等に係る公費負担の上限額が改められたことから、三朝町議会議員及び三朝町長の選挙における町費負担の上限額も同様に改正をするものです。以上です。

次に、議案書105ページを御覧ください。議案第67号、三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員の育児休業の取得に係る要件の緩和等と、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業ができる非常勤職員の要件の緩和等、本町においても同様の措置を取るものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第68号について、角田総務課参事。

○総務課参事（角田 正紀君） 議案第68号、三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書は109ページを御覧ください。

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正につきましては、少子高齢化による人

口減少が進む中、近年、道路環境の整備や自家用車の安全運転技術の進歩により、全国的に交通事故の発生件数が減少傾向にあること、また、町内においても、小学校統合など、社会情勢も変化していることを鑑み、活動内容の見直しを図るとともに、条例に定める定員数を14名から10名に改めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時15分散会
